

人権特集号

し ことば たいせつ り かい すいしん
あま市言葉の大切さについての理解を推進し

し しみん おも こころ も しあわ しゃかい じつげん め ざ じょうれい
市民が思いやりの心を持ち幸せになる社会の実現を目指す条例

令和8年1月1日から施行されました。

全国初

市民が互いの意思や人格を尊重し合える、思いやりに満ちたあま市を目指して本条例を制定しました。



全国初でございます。
素晴らしい、ちょっと長い文の条例ができたんですよ！



条例の詳細は市 HP へ



あま市言葉の大切さについての理解を推進し市民が思いやりの心を持ち幸せになる社会の実現を目指す条例	2
実は知らないかも	3
啓発活動強調事項	4
ファミリーシップ宣誓制度	6
人権擁護委員、人権ふれあいセンター	7
人権作文	8
人権3法	10
ハンセン病	11
子ども人権	12
女性の人権	13
男女共同参画社会、インターネットと人権、本人通知制度	14
本人通知制度登録申込書	15

～人権啓発キャッチコピー～

「誰か」のこと じゃない。

あま市言葉の大切さについての理解を推進し市民が思いやりの心を持ち 幸せになる社会の実現を目指す条例

(前文)

私たちがコミュニケーション手段として用いる言葉は、他者との信頼関係を構築し、社会の調和を促進する上で重要な役割を担うものです。一方、その使い方によっては、他者の尊厳を傷つけ、人間関係の悪化を招く要因となり得るものです。そのため、明るく住みよい社会の実現のためには、私たち一人ひとりが言葉の大切さについて理解することが必要です。

このような理念の下に、価値観が多様化する今日においても、市民がお互いの意思や人格を尊重し、思いやりの気持ちを持つことができるあま市を目指し、本条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、言葉の大切さについての理解の推進に関し、市、市民、家庭、学校等及び事業者のそれぞれの役割を明らかにすることにより、思いやりの心にあふれた明るく住みよいあま市の実現を図り、もって市民の幸せに寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市民 市内に居住し、通勤し、又は通学する者をいう。

(2) 家庭 家族が生活をともにする場をいう。

(3) 学校等 市内に存する学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校その他これらに類する施設をいう。

(4) 事業者 市内において事業活動を行う個人、法人又は団体をいう。

(基本理念)

第3条 この条例の基本理念は、次のとおりとする。

(1) 相手の心情や立場を考え、相手への思いやりの心を込めた言葉を用いることを心掛けること。

(2) 励ましや感謝など、お互いの気持ちが前向きになる言葉を用いることを心掛けること。



(市の役割)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、言葉の大切さについての理解を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、言葉の大切さについての理解を深めるとともに、前条の規定に基づき市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。



(家庭の役割)

第6条 家庭は、愛情と思いやりの心を育む場として、基本理念にのっとり、言葉の大切さについての理解を深めるよう努めるものとする。

(学校等の役割)

第7条 学校等は、社会性と協調性を育む場として、基本理念にのっとり、言葉の大切さについての理解を深めるための学習の機会を提供するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第8条 事業者は、共に信頼を築き働く場として、基本理念にのっとり、言葉の大切さについての理解を深めるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。



実は知らないかも... 人権のこと

人権って？

人権とは、「すべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、その尊厳と権利について平等である」と「世界人権宣言」にうたわれており、「日本国憲法」においても、基本的人権の享有と法の下に平等が保障されるなど、誰もが生まれながらに持っている権利と考えられています。

誰もが幸福に生きていく社会を実現するために、日常生活において人権が文化として普遍的に存在する社会の実現を図る必要があります。

(第2次あま市人権尊重のまちづくり行動計画1ページより)

●世界人権宣言

20世紀に世界を巻き込んだ大戦が二度も起こり、特に第二次世界大戦では、特定の人種の迫害や大量虐殺、人権侵害や抑圧が横行し、多くの人の命が奪われました。そこで、このようなことを二度と繰り返さないよう昭和23年(1948年)12月10日に国際連合第3回総会において、すべての人と国が達成すべき共通の基準として「世界人権宣言」が採択されました。この宣言は、基本的人権尊重の原則を定めたものであり、初めて人権保障の目標や基準を国際的にうたった画期的なものです。

●日本国憲法

日本でも人権に関して憲法の中で世界人権宣言と同じ内容を定めています。基本的人権の尊重は、日本国憲法の柱の一つで、侵すことのできないものであると規定されています。

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

第14条 すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

自由権(自由に生きる権利)

平等の権利

基本的人権の尊重

社会権

●あま市人権尊重のまちづくり条例

あま市では、平成23年に愛知県内で初めて人権に関する条例を制定しました。

条例の前文では、「私たちあま市民は、共に考え、支え合いながら、お互いの人権を尊重し、思いやりの心にあふれた、自由かつ平等で公正な社会の実現を目指し、不断の努力を重ねていくことを決意し、この条例を制定します。」とうたわれています。差別や偏見のない、明るく住みよい社会を築いていくためには、私たち一人ひとりが、自らの人権意識を高め、市や市民、事業者等が互いに協力し合っていかななくてはなりません。

令和7年度 啓発活動強調事項

(1) 女性の人権を守ろう

家庭や職場における男女差別、性犯罪・性暴力、配偶者・パートナーからの暴力、職場におけるセクシュアルハラスメントや妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い（マタニティハラスメント）などの人権問題が依然として発生しています。誰もがお互いの立場を尊重して協力し合えるよう、この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。

(2) こどもの人権を守ろう

いじめや虐待、体罰、性犯罪・性暴力などのこどもをめぐる人権問題は後を絶たず、依然として深刻です。こどもが一人の人間として、また、権利の享有主体として最大限に尊重される社会にするため、この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。

(3) 高齢者の人権を守ろう

高齢者に対する介護施設や家庭等における身体的・心理的虐待、高齢者の家族等による無断の財産処分（経済的虐待）などの人権問題が発生しています。高齢者が安心して生き生きと暮らせる社会にするため、認知症への理解も含めて、この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。

(4) 障害を理由とする偏見や差別をなくそう

障害のある人が、雇用の場面や職場において差別待遇を受けたり、店舗でのサービス等を拒否されたりするなどの人権問題が発生しています。「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の趣旨を踏まえ、障害のある人に対する不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供を行うほか、障害のある人を排除しようとする優生思想及び障害のある人に対する偏見や差別の根絶を目指し、誰もがお互いの人権を尊重し合う「心のバリアフリー」に関する取組を推進することにより、この問題についての関心と理解を深め、偏見や差別を解消し、共生社会を実現することが必要です。

(5) 部落差別（同和問題）を解消しよう

部落差別（同和問題）については、インターネット上の差別的な書き込みや特定の地域を同和地区として指摘する書き込み、結婚・交際、就職及び職場における差別、差別発言、差別落書き等の人権問題が依然として存在しています。「部落差別の解消の推進に関する法律」の趣旨及び同法第6条に基づく調査の結果を踏まえながら、新たな差別を生むことがないように留意しつつ、真に問題の解消に資するものとなるよう、内容や手法等に配慮した啓発活動を展開し、この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。

また、部落差別（同和問題）の解消を阻む大きな要因となっている、いわゆる「えせ同和行為」を排除するための取組を行っていくことが必要です。

(6) アイヌの人々に対する偏見や差別をなくそう

「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」では、アイヌの人々に対する差別の禁止に関する基本理念が定められています。先住民族であるアイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会を実現するため、同法の趣旨を踏まえ、アイヌの人々の歴史、文化、伝統及び現状に関する認識と理解を深め、偏見や差別を解消していくことが必要です。

(7) 外国人の人権を尊重しよう

外国人であることを理由とした就職差別、アパートやマンションへの入居拒否などの人権問題が発生しています。また、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動がヘイトスピーチと呼ばれ社会的な関心を集める中、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」の趣旨を踏まえ、その解消に向けた取組を推進していくことが必要です。

多様な主体が互いに連携し、支え合う共生社会を実現するため、文化、言語、宗教、生活習慣等の違いを正しく理解し、これらを尊重することが重要であるとの認識を深めていくことが必要です。

(8) 感染症に関連する偏見や差別をなくそう

エイズ、肝炎、新型インフルエンザ等の感染症に関する知識や理解の不足から、日常生活や、学校、職場等、社会生活の様々な場面で差別やプライバシー侵害などの人権問題が発生しています。感染症に関する正しい知識を持ち、正しい情報に基づく冷静な判断が重要であるとの理解を深め、偏見や差別を解消していくことが必要です。

(9) ハンセン病患者・元患者及びその家族に対する偏見や差別をなくそう

ハンセン病対策については、かつて採られた強制隔離政策の下で、患者・元患者のみならず、その家族に対しても、社会において極めて厳しい偏見や差別が作出・助長され、今なお存在することは厳然たる事実です。

ハンセン病患者・元患者及びその家族が置かれてきた境遇を踏まえ、ハンセン病についての正しい知識を持ち、この問題についての関心と理解を深め、偏見や差別を解消していくことが必要です。

(10) 刑を終えて出所した人及びその家族に対する偏見や差別をなくそう

刑を終えて出所した人及びその家族に対する根強い偏見によって、就職差別や住居の確保が困難であるなどの人権問題が発生しています。刑を終えて出所した人の円滑な社会復帰を実現するためには、本人の強い更生意欲と併せて、周囲の人々の理解と協力が重要です。この問題についての関心と理解を深め、偏見や差別を解消していくことが必要です。

(11) 犯罪被害者及びその家族の人権に配慮しよう

犯罪被害者及びその家族が、興味本位のうわさや心ない中傷等により名誉が傷つけられたり、私生活の平穩が脅かされたりするなどの人権問題が発生しています。犯罪被害者及びその家族の立場を考え、この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。

(12) インターネット上の人権侵害をなくそう

インターネット上で、他人を誹謗中傷したり、個人の名誉やプライバシーを侵害したり、偏見や差別を助長したりするような情報を発信又は拡散するといった悪質な事案が多数発生しています。このような情報の発信又は拡散は、同様の書き込みを次々と誘発し、取り返しのつかない重大な人権侵害にもつながるものであり、決してあってはなりません。

責任ある情報発信を行うためには、個人の名誉やプライバシー、インターネットを利用する際のルールやマナーに関する正しい知識と理解を深めていくことが必要です。

(13) 北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう

「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」では、我が国の喫緊の国民的課題である拉致問題の解決を始めとする北朝鮮当局による人権侵害問題への対処が、国際社会を挙げて取り組むべき課題とされています。この問題についての関心と認識を深めていくことが必要です。

(14) ホームレスに対する偏見や差別をなくそう

「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」により、ホームレスの自立の支援等に関しては、ホームレスの人権に配慮することが定められています。この問題についての関心と理解を深め、偏見や差別を解消していくことが必要です。

(15) 性的マイノリティに関する偏見や差別をなくそう

性的マイノリティであることを理由として、社会の中で偏見の目にさらされ、職場で不当な扱いを受けたり、学校でいじめられたりするなどの人権問題が発生しています。「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」の趣旨を踏まえ、この問題についての関心と理解を深め、偏見や差別のない共生社会を実現することが必要です。

(16) 人身取引をなくそう

人身取引（性的サービスや労働の強要等）は、重大な人権侵害であり、人道的観点からも迅速・的確な対応が求められています。この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。

(17) 震災等の災害に起因する偏見や差別をなくそう

震災等の大きな災害の発生時において、不確かな情報に基づいて他人を不当に取り扱ったり、偏見や差別を助長するような情報を発信したりするなどの行動をとることは、重大な人権侵害になり得るだけでなく、避難や復興の妨げにもなりかねません。正しい情報と冷静な判断に基づき、一人一人が思いやりの心を持った行動をとれるよう呼びかけていくことが必要です。

また、災害対応時においては、男女共同参画の視点を持つことも必要です。

(18) ゲノム情報（遺伝情報）に関する偏見や差別をなくそう

「良質かつ適切なゲノム医療を国民が安心して受けられるようにするための施策の総合的かつ計画的な推進に関する法律」により、今後、ゲノム医療が普及し、ゲノム情報の活用が拡大されていくことが見込まれます。その中でゲノム情報（遺伝情報）に関する知識や理解の不足から、日常生活や、就職、保険の加入等の社会生活の様々な場面で、不当な差別やプライバシー侵害などの人権問題が発生するおそれがあります。ゲノム情報（遺伝情報）に関する正しい知識に基づいて冷静に判断することが重要であるとの理解を深めていくことが必要です。

あま市ファミリーシップ宣誓制度

誰もが自分の生き方を主体的に選択でき、多様性が認められ、その人自身が自分らしく生きていくための権利が尊重される社会を実現するため、「あま市ファミリーシップ宣誓制度」が創設されました。

あま市ファミリーシップ宣誓制度とは・・・

同性カップルに限らず、様々な事情によって婚姻しない、あるいはできないカップルが、お互いを人生のパートナーとし、日常生活において協力しあうことを約束した2人が宣誓し、あま市が宣誓書受理証明書等を交付するものです。2人の他に、生活を共にしている近親者(3親等内)等がいる場合で、希望する場合は、宣誓書受理証明書等へ近親者等の名前を記載できます。

制度を利用される方たちの例



※イラストは DALL-E3 で作成

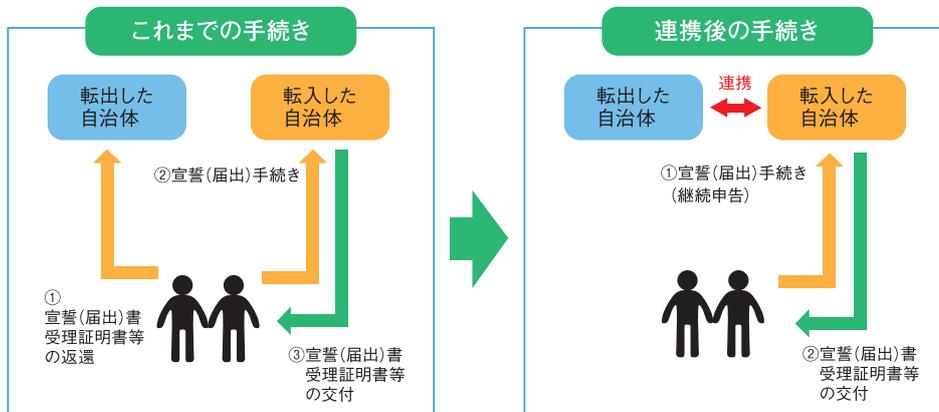
制度の自治体間連携について

愛知県内自治体間連携は令和7年9月1日から、県外の自治体間連携は令和8年1月1日から開始しています。

あま市と同様の制度を実施している自治体と連携し転居時に必要となる手続きを簡素化しています。

連携自治体

名古屋市 豊橋市 岡崎市 一宮市 半田市 春日井市 豊川市
 津島市 豊田市 安城市 西尾市 蒲郡市 犬山市 江南市
 小牧市 新城市 東海市 大府市 知多市 知立市 尾張旭市
 高浜市 岩倉市 豊明市 日進市 田原市 愛西市 清須市
 弥富市 みよし市 あま市 長久手市 豊山町 大口町 扶桑町
 東浦町 武豊町 幸田町



- 簡素化される手続きについては自治体によって異なります。
- 自治体間で宣誓(届出)の要件が異なる場合、継続の申告ができない場合がございます。
- 手続きの詳細については、連携自治体へお問い合わせください。

人権擁護委員を知っていますか？

人権擁護委員をご存知ですか。

あま市には11名の人権擁護委員が活動しています。人権擁護委員は地域の人々の人権相談、人権について関心を持ってもらえるような人権啓発活動を行っています。人権啓発活動では、街頭啓発、人権教室、咲かせよう人権の花運動など、様々な活動を行っています。

人権教室では、市内の小学校・保育園へ出向きペーパーサートやクイズなどを通じて子ども達と一緒に人権について考え、人権の大切さを伝えています。



<https://www.city.ama.aichi.jp/shisei/jinkenn/1002854.html>



街頭啓発活動



人権教室



相談窓口のご案内

毎月第3金曜日（祝日の場合は前日）に人権擁護委員による人権相談を開催しています。

予約不要で相談内容等の秘密は厳守いたします。

広報や市ウェブサイトにて、ご確認ください。

<https://www.city.ama.aichi.jp/shisei/jinkenn/1002851/1002852.html>



『人権ふれあいセンター』をご利用ください

あま市の東部にある人権ふれあいセンターでは、1階に図書室や健康管理コーナー、展示スペースがあり、2階、3階では、ダンスや手芸、歌謡等の講座を開催しています。

展示スペースでは、ハンセン病強制隔離に抗した医師小笠原登博士の遺品・遺稿を展示しています。

また、人権に関するパンフレット等多数取り揃えています。是非ご来館ください。

<住所> あま市西今宿平割二32番地

<開館時間> 午前9時～午後5時（日曜、祝日、年末年始は休館）

<電話> 052-444-5393



トを広げて思っていることを書き出してみる。いい。すべてを吐き出すことで心がすっきりしたり、希望が少し見えたりするだろう。心が軽くなる方法を自分で考えて、工夫して探してみる。中学生という多感な時期だからこそ、悩んで苦しんで乗り越える力が必要だと考える。それを乗り越えた先に私たちの明るい未来があり、様々な個性や価値観があることが「普通」だという感覚を手に入れることができると思う。

この世に全く同じ考え方の人はいない。ということ、輝いた個性が周りにたくさんあるということだろう。これから私は、自分の価値観を明確に認識し、常に大切なものを見失わずに人生を歩んでいきたいと思う。皆さんも、一度、「普通」とは何か、考えてみてほしい。



人権の彩

甚目寺南中学校一年
安田 唯人

僕たち、お互いに思いやりを持つて人権を尊重する素晴らしい社会で生きています。

しかし、その社会で人権を大切にすることは、時には心が締め付けられ、傷つき、辛い思いや悲しい気持ちになることがあります。僕たちの個性は本来素晴らしい形や彩であるはずなのに、それが大変深刻な状況となつているものが人権問題です。

例えば、世界には肌の色や国籍、性別、病気や不自由な体などによって、差別を受けている人がたくさんいます。また、学校や職場でのいじめを受けて、辛い思いをしている人、最近ではスマートフォンが普及してSNSでの誹謗中傷に辛い思いをしている人がいます。これらは、他人事ではなく、僕たちの目の前に常に存在している深刻な人権問題です。この様々な人権問題の一つに僕も直面した経験があります。僕は小学

生の頃に大病をして、学校に行けず、長く入院していた時期がありました。病気をしたため、見た目が変わってしまいました。そのことで、友人から心無い言葉を浴びることが何度かありました。病気をしている人の中には、一目見ただけでは病気だとわからない人もいて、ヘルプマークをつけている人もいます。そのヘルプマークをつけているだけで、「近寄りたくない」「関わりたくない」「あの人は体が不自由だから何もできない」と言われる。そんな差別を近くで見てきました。病気や体の不自由さを分かってもらうため、時には、SOSを出すための大切なヘルプマークが人権差別によって、無視されたり、馬鹿にされたりしてしまつています。病気でも体が不自由でもみんな一生懸命に生きています。決して、傷つけるために言った言葉ではなくても体の不自由だった僕たちは何気ない言葉で傷ついてしまうことも沢山あります。僕も、経験した

からこそ、両方の気持ちかわかるので、病気や体の不自由さで苦しんでいる人に寄り添い、思いやりのある人でありたいと思います。僕のできることは小さなことです

が、苦しんでいる人に早く気づき寄り添ったり、ヘルプマークがそれらの人にとつてとても大切であることに認知してもらえらるるに伝えたりしていききたいです。

自分の行動や言葉に責任をもつこと、偏見をもたないこと、考え方や物事の進め方には人それぞれペースがあること、それらを僕たちが意識をして理解をすること、これこそが人権を尊重することだと思えます。僕は自分の周りで誰かが苦しんでいる場面、傷つけられている場面に遭遇したら、勇気をもって声を上げ、手を差し伸べることでできる人でありたいです。

「人権の彩」を差別するのではなく、一人一人の個性を理解し、人権について、常に考え学び、人々が安心して、幸せを感じられる世界であるようにしていくために、一人一人の小さな一歩が必要なんです。その一歩が集まれば、ぼくたちは社会で彩ある人生を送れると思います。その一歩を一歩に踏み出していきましよう。

人権に関する作文の紹介

「普通」を理解する

甚目寺 中学校三年

丹羽 柚希

「普通」とは何か。幼い頃からの疑問だった。普通の定義とは何か。普通。そんな言葉があるから少し窮屈に感じるのではないか。中学生になり、そう思うようになった。辞書で「普通」と調べてみると、「世間 generally であり、何ら変わった事が見られないこと」「一般的にそう考えられていること」「同類の多くがそうであるのと同じ程度」ということが記されている。つまり、この世にありふれていること、一般的なことでありふれていることを指しているらしい。「らしい」なんて、無責任な気もするが、実際そうだろう。「人間は考える葦である」という言葉を聞いた事がある人はいるだろう。

うか。この言葉はフランスの思想家パスカルが語ったとされる言葉である。パスカルはこの言葉で、葦という植物の中でも特別にか弱く細い存在を人間に例えた。人間は弱い。しかし、人間は考えることができる。何かを生み出し、後世に伝える力をもっている。私はこの言葉に感銘を受けた。なぜなら人間は創意工夫をすることができ、過去に素晴らしいものを遺してきたからである。この事実の証言者として、今を生きている私たちがいる。

あなたは普通です。正常です。そう言われて少し安心する人もいるのではないだろうか。私もそのひとりだ。異常。普通の人とはかけ離れている。そんな言葉を恐れて、私は無意識に考えや行動をみんなに合わせる気がある。例えば道徳の授業。私は教科書の作品を読み終わった後、他の人とは異なる考えをもつことがある。しかし脳裏に、みんなと意見が違うなんて嫌だ。みんなならどう

考えるかな、と本当の自分の考えではなく、みんなと考えが一致しているかを根本にして授業に取り組んでいる時がある。道徳は多種多様な考え方ができる授業である。正解なんていうものは存在しない。と先生は言うかもしれない。しかし、教科書に載っているというものは、ある程度の正解の枠にはまった答えがあるのではないだろうか。人間として、こう考えてほしい、というのが隠されているのではないか。そして、作品に出てくるAさんは果たして、その行動をしたことで心がすっきりしたのか。その行動が最善ではなかったら？Aさんにとっては善いことをしたつもりでも、Bさんにとっては都合の悪いことだったら？そんなことをぐるぐる考えているうちに授業のチャイムは鳴る。私のように「普通」に囚われて本来の自分を見失ってはいないだろうか。身動きが取れなくなってしまう。人に合わせることは決して悪い

ことではないが、私達人間は自分の想い、自分の価値観、自分の強みをもつことができる。なんて素晴らしいことなのだろう。

そもそも、「普通」という感覚は、環境や境遇によって大きく異なると私は考える。私たちの周りにはたくさんの人がある。家族、友人、同じ部活の仲間、先生、憧れの人、さらには好きな人がいる、という人もいるだろう。中学生の悩みの原因は、人間関係が八割を占めているそうだが、今、悩んで、悩んで心がずうっと苦しくて仕方がない人もいるかもしれない。そんなときには自分の周りへの信頼できる人に相談したり、話したりしてみてもいい。そして、誰かに相談されたときには、適当に返すのではなく、自分の思う「普通」を押し付けずに、物事を客観的に見上げることで、悩みを一緒に乗り越えることが大事だと思う。周りに頼れる人がいない。という人もいるかもしれない。そんな人は真っ白なノ-

差別を解消することを目的にした3つの法律（人権3法）をご存じですか？

◇障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（「障害者差別解消法」）

この法律は、すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とし、障害を理由とする差別の解消を推進しようとするものです。

●障害者差別解消法では「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮をしないこと」を禁止しています。

<https://www.city.ama.aichi.jp/kurashi/fukushi/syougaisya/1002149.html>



あま市では、手話通訳者を設置しています。

【設置場所】

障がい福祉課 ☎ 052-485-5980 FAX 052-444-1074

【設置時間】

毎週月曜日 午前9時から正午まで

毎週木曜日 午前9時から正午まで、午後1時から午後4時まで

◇本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（「ヘイトスピーチ解消法」）

この法律は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組について、国等の責務を明らかにするとともに基本施策を定め、これを推進しようとするものです。

○ヘイトスピーチとは？

特定の国の出身者であること又はその子孫であることのみを理由に、日本社会から追いやろうとしたり危害を加えようとするなどの一方的な内容の言動。

（「人権擁護に関する世論調査資料」より）

外国語人権相談ダイヤル

法務省人権擁護局 ☎ 0570-090911

平日 9:00~17:00（年末年始を除く）

英語、中国語、韓国語、フィリピン語、ポルトガル語
ベトナム語、ネパール語、スペイン語、インドネシア語
タイ語

民族や国籍等の違いを認め、
互いの人権を尊重し合う社会
を共に築きましょう。



◇部落差別の解消の推進に関する法律（「部落差別解消推進法」）

部落差別解消推進法

この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況が変化していることを踏まえ、部落差別は決して許されないものであるとの認識の下に、基本理念を定め国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相続体制の充実等を定めることにより、部落差別がない社会の実現を推進しようとするものです。

インターネットの普及により、特定の個人・団体や不特定多数の人を誹謗中傷したり、差別を助長したりする有害な情報が掲載されるなど、人権に関わる問題が多数発生しています。いったん掲載された情報は、様々なところに流出してしまう可能性があります。

インターネットを利用するときは、画面の向こうには常に人がいることを意識して、個人のプライバシーを守り、お互いの個性や違いを認め合う情報モラルを身につけましょう。

人権侵害に関する書き込みを見つけた場合は、連絡を！

部落差別（同和問題）に関すること

名古屋法務局人権擁護部

☎ 052-952-8111

名古屋法務局津島支局

☎ 0567-26-2423

愛知県県民文化局人権推進課

☎ 052-954-6167

あま市市民生活部人権推進課

☎ 052-444-0398

あま市人権ふれあいセンター

☎ 052-444-5393

ハンセン病のこと 知っていますか？

ハンセン病は、ノルウェーの医師アルマウエル・ハンセンによって発見された感染力が非常に弱い「らい菌」による感染症です。「ハンセン病」という病名はこの発見者にちなみ名づけられました。

当時、ハンセン病はおそろしい病気であるとの誤解から、ハンセン病患者は、強制的に療養所に収容され、そこから出られず子孫を残すことも許されませんでした。

また、ハンセン病患者を県からなくそうとする「むらいけんうんどう無癩県運動」が官民一体となって行われていたときもありました。隔離政策は、平成8年の「らい予防法」廃止まで、長年にわたり続けられました。

ハンセン病強制隔離に抗した 医師 小笠原 登

強制隔離政策時代の中、京都大学のハンセン病治療を担当していた小笠原登博士は、昭和16(1941)年の「日本らい学会」で、らいの発病は、感染よりも体質を重視すべきこと、らいは不治ではないという自分の信念、経験に基づき当時の強制隔離政策に毅然と反対しましたが、国策に反対する邪説として学会から葬り去られました。



しかし、その後も日常の臨床経験に基づく科学的先見性とヒューマンイズム精神により、京都大学の特別外来であえて違う病名をつけて隔離せずに治療を行い続け、在宅治療を希望する患者本人は言うまでもなく、その家族等に大きな幸せをもたらしました。

<国立駿河療養所のパネル展示会が開催されました>

国立駿河療養所は、1944年12月に傷痍軍人療養所として創設され、翌年12月には、当時の厚生省に移管され、国立ハンセン病療養所の13施設の1つとして設立されました。

開設から80年以上が経過し、入所者はハンセン病の治療薬の開発や、らい予防法の廃止など歴史的な激動の時代を過ごしてきました。強制隔離や差別偏見の中で生活してきた入所者をはじめとした方々により啓蒙活動やライフサポート活動が続けられています。

現在、高齢化が進む国立駿河療養所は、医療、療養、生活の場としての役割を担っています。施設は静岡県御殿場市の箱根山外輪山中腹に位置し、富士山を望むことができる緑豊かな環境にあります。療養所内には、ハンセン病政策の歴史的建造物や駿河神社、佐倉公園、保育所、礼拝室など、様々な施設があり、現在も入所者や来訪者の憩いの場になっています。

※国立駿河療養所WEBサイトHPより

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/hansen/suruga/



こどもの人権

ヤングケアラーについて知っていますか？

ヤングケアラーとは、例えばこんな子ども・若者たちです



障害や病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている。



家族に代わり、話しきょうだいの世話をしている。



障害や病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている。



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている。



日本語が第一言語でない家族や障害のある家族のために通訳をしている。



家計を支えるために労働をして、障害や病気のある家族を助けている。



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している。



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている。



障害や病気のある家族の身の回りの世話をしている。



障害や病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている。

ヤングケアラーに関する相談窓口

- ◆市の相談窓口 子ども福祉課 ☎ 052-444-3173
 学校教育課 ☎ 052-444-0902
- ◆その他の相談窓口 児童相談所相談専用ダイヤル ☎ 0120-189-783
 24時間子供SOSダイヤル ☎ 0120-0-78310

こどもみんなが
こども家庭庁

あま市HP (ヤングケアラー)

<https://www.city.ama.aichi.jp/kurashi/1002024/1009875/1008934.html>



あま市HP (こども家庭センター)

<https://www.city.ama.aichi.jp/kurashi/1002024/1009535/index.html>



～未来を担う子どもたちのために～

世界には、貧しさや飢えや戦争あるいは、虐待などで苦しんでいる子どもがたくさんいます。このような現実を目を向けた世界の国々は、平成元年(1989年)国連において、世界中の子どもたちがもっている権利を定めた「児童の権利に関する条約」(子ども権利条約)を採択しました。日本も国内における子どもの人権尊重への取組を強めることと、子どもの人権尊重について世界各国と協力していくために、平成6年(1994年)にこの条約を批准しました。

しかし、日本では虐待やいじめによる自殺、子どもの貧困問題など、子どもの人権は、近年深刻な状況にあります。子どもは、自ら助けを求めにくく、周囲の大人がいち早く気づいてあげることがとても重要になってきます。

あま市では
「あま市虐待等防止ネットワーク協議会」
を設置しております。

- ◆あま市虐待等防止ネットワーク協議会
 児童虐待(子ども福祉課)
 ☎ 052-444-3173
 <https://www.city.ama.aichi.jp/kurashi/fukushi/1005272/index.html>
- ◆児童相談所全国共通ダイヤル、24時間対応
 ☎ 189



情報提供や相談を!!
まずは連絡
いちやく
189
児童相談所 虐待対応ダイヤル
匿名可能 通話無料 24時間受付
こどもを虐待から守るのに、理由はいらない。

女性の人権

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（困難女性支援法）

令和6年4月1日施行

女性は日常生活や社会生活を送る上で、女性であることにより、様々な困難な問題に直面しやすい状況にあります。



この法律は、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり、女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする



女性のための相談窓口

あま市子ども福祉課

☎ 052-444-3173

愛知県女性相談センター

☎ 052-962-2527

愛知県女性相談センター海部駐在室

☎ 0567-24-2134

その他にも、あま市のホームページで、困りごと・悩みごとなどの相談や情報提供が受けられる窓口を紹介しています。電話相談のほか、面接相談を実施している機関もあります。ひとりで悩まずご相談ください。

<https://www.city.ama.aichi.jp/shisei/jinkenn/1002890/1002896.html>



「男女共同参画社会」って何だろう？

「男性だから女性だからといったことにとらわれずに、その人の個性や能力が十分に発揮できる社会」ということです。一人ひとりが家庭、学校、地域、職場などで男女共同参画の実現に向け、お互いを尊重しましょう。

男女共同参画についてもっと知ろう！

<https://www.city.ama.aichi.jp/shisei/jinkenn/1002890/1002892.html>



インターネットと人権

悪意がなくても、深刻な人権侵害に!!

インターネットの普及により、特定の個人・団体や不特定多数の人を誹謗中傷したり、差別を助長したりする有害な情報が掲載されるなど、人権に関わる問題が多数発生しています。

いったん掲載された情報は、完全に削除することは難しいことから、人権を侵害する悪質な情報の掲載については、法的な対応や、業界の自主規制による対策が講じられています。

インターネットを利用するときは、画面の向こうには常に人がいることを意識して、個人のプライバシーを守り、お互いの個性や違いを認め合う情報モラルを身につけることが必要です。

◆インターネット上で差別を助長するような書込みを見つけた場合

あま市役所人権推進課 ☎052-444-0398

◆法務省インターネット人権相談受付窓口

<https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html>



◆インターネット上の違法・有害情報の通報受付窓口

インターネット・ホットラインセンターURL

<http://www.internethotline.jp/>



事前登録型本人通知制度に登録しましょう！

不正取得は、私たちの人権にかかわる問題です。

この制度は、事前に登録した方に対して、その方の戸籍謄本・抄本や住民票の写しなどの証明書を本人の代理人や第三者に交付したとき、証明書を交付したという事実を通知する制度です。

戸籍謄本・抄本や住民票の写しなどの不正取得による個人の権利侵害の防止を図るために実施しています。



次のページに申請書を掲載しています。ぜひ、ご登録ください。➡

受付及び問合せ窓口 市民課 (☎ 052-444-3167)

様式第1号 (第4条関係)

あま市本人通知制度登録申込書

年 月 日

あま市長 様

申込みに みえた方	住 所	〒 -		
	氏 名			
	連絡先			
申込者の区分		1 本人	2 法定代理人	3 代理人

あま市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度に関する要綱第4条の規定に基づき、次のとおり登録を申し込みます。

通知を希望する者の 氏名 (住民票の写し等 に記録のある者)	フリガナ -----		
生 年 月 日	年 月 日		
住 所	〒 -		
本 籍		筆頭者	
連 絡 先			

法定代理人が申込みをする場合は、次の欄に記入してください。

法定代理人の区分	1 未成年者の法定代理人 2 成年被後見人の法定代理人		
氏 名	フリガナ -----		
住 所	〒 -		
連 絡 先			

注1 裏面の内容をよくお読みください。

注2 各欄に必要事項を記入し、該当する番号に○印をつけてください。

注3 次の書類を提示し、又は提出してください。

- あなたが本人であることを証明する書類 (個人番号カード、住民基本台帳カード、旅券、運転免許証等)
- あなたが法定代理人であるときは、併せてその資格を証明する書類 (戸籍謄本等)
- あなたが法定代理人以外の者であるときは、併せてその旨を証明する書類 (委任状と委任者の本人確認書類 (コピー可))

※ 次の欄は、記入しないでください。

受付	入力	照合	本人等の確認書類		備考
			<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 代理人	<input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> その他 ()	

事前登録による住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度について

- 1 この申込書により申込みをし、登録された方に係る住民票の写し等(※1)を第三者(※2)に交付した場合に、その旨を通知します。

また、その方が住民票の写し等を交付した事実の証明を必要とするときは、申請をいただくことにより証明書(※3)を交付します。

 - ※1 住民票の写し等とは、住民票(除票を含む。)の写し、住民票(除票を含む。)記載事項証明書、戸籍の附票(除附票を含む。)の写し、戸籍(除籍を含む。)謄抄本、戸籍(除籍を含む。)記載事項証明書をいいます。
 - ※2 第三者とは、本人等の代理人及び本人等以外の方(国又は地方公共団体の機関を除く。)をいいます。本人等とは、住民票関係の場合は本人又は同一の世帯に属する方、戸籍関係の場合は本人又はその配偶者、直系尊属若しくは直系卑属をいいます。
 - ※3 証明書の内容は、住民票の写し等を第三者に交付した年月日、その種類及び通数並びに当該第三者が本人の代理人である場合はその氏名及び住所です。
- 2 登録された方に係る住民票の写し等を第三者に交付したときは、あま市住民票の写し等交付通知書を送付します。
- 3 第三者に住民票の写し等を交付した事実の証明を必要とするときは、あま市住民票の写し等交付事実証明書交付申請書に必要事項を記載の上、前項の通知書とご本人であることが確認できる書類(個人番号カード、住民基本台帳カード、旅券、運転免許証等で本人の写真が貼付されたもの等)とを添えて、あま市市民生活部市民課まで申請してください。
- 4 証明書は、登録された方に係る住民票の写し等を第三者に交付した場合に限り交付するもので、登録された方と同一の住民票、戸籍等に記載されている方であっても、登録されていなければ交付の対象とはなりません。
- 5 証明書の交付1件につき、手数料として200円が必要です。
- 6 登録を希望する方又は登録された方は、代理人により登録の申込み又は証明書の交付申請をすることができます。
- 7 郵便又は信書便(以下「郵便等」という。)による登録の申込み又は証明書の交付申請は、次のいずれかに該当する場合にすることができます。
 - (1) 登録を希望される方又は登録された方が疾病等により直接、申込み又は証明書の交付申請をすることができない場合
 - (2) 他の市区町村に居住している場合
- 8 郵便等により証明書の交付申請をするときは、あま市住民票の写し等交付事実証明書交付申請書に、あま市住民票の写し等交付通知書、ご本人であることが確認できる書類、証明書の交付に必要な手数料の定額小為替証書、返信用封筒(宛名を記載し、返送に要する切手を貼付したもの)を同封してください。
- 9 転出又は転居等により、氏名、住所その他事前登録した内容に変更が生じた場合は、届出が必要です。
- 10 なお、登録された方が死亡したとき、居所不明により住民票が消除されたときは、登録を廃止します。